

理事等における報酬および交通費に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は法人経営にかかわる、報酬及び交通費について定める。

(適用範囲)

第2条 この規定の適用範囲は以下とする。

2. 非常勤役員
3. 社会福祉法人おおすぎの理事、評議員、監事、評議員選任・解任委員および第三者委員。
4. 理事長が委嘱し必要と認めたもの。

第2章 報酬および旅費

(非常勤役員報酬の額)

第3条 報酬額については、別表1のとおり支給する。

(報酬及び交通費の支給)

第4条 特に規定しない限り、前条の支給対象は、該当する職務及び研修会への出席等に対するものとする。

(2) 施設長または職員である理事、評議員には、この報酬および交通費は支給しない。

(交通費の額と基準)

第5条 第4条の交通費は「社会福祉法人おおすぎ役員等の旅費に関する規定」を適用する。

(支払日)

第8条 この規定による報酬及び交通費は、毎月の職員への給与支払い日に合わせて支払う。

(報酬の改訂)

第9条 非常勤役員に対する報酬については、1年間の期間契約として毎年更新可能とし、業務の実態・有効性を勘案し、毎年見直すものとする。

(非常勤勤務に対する業務実態把握)

第10条 非常勤役員の勤務に対する実態を把握するため、出勤簿に捺印し、業務の実施内容及び時間の分かる業務日誌の提出を求めるものとする。

附 則

1. この規程は平成23年4月1日から施行する。

平成26年4月 1日改定

平成26年6月 1日改定

平成29年2月 1日改定

平成29年6月11日改定

(別 表 1)

I. 非常勤役員等の報酬額

1. 理事長の報酬額は、日額13,000円とする。
2. 副理事長、常務理事の報酬額は、日額13,000円とする。
3. 第2条3項及び4項の報酬額は、源泉徴収額を除く日額3,000円とする。
4. 相談役の報酬額は、日額13,000円とする。

II. 非常勤役員等の交通費

1. 「社会福祉法人おおすぎ役職員等の旅費に関する規定」第14条を準用する。

III. 非常勤役員等の業務内容

1. 副理事長、常務理事の業務内容は以下のとおりとする。(おおむね月8日とする)

(1) 経営理念に沿った法人運営の実施

- 1) 法人に関する各種会議の開催、記録等の管理
- 2) 各事業の調整
- 3) 採用、退職、昇任等人事に関する業務
- 4) 財産目録、理事改選の登記等
- 5) 県指導監査の補佐
- 6) 諸規則の整備、見直し
- 7) その他施設長からの相談依頼事項

(2) 外部関係

- 1) 三重県社会福祉施設経営者協議会 ①総会出席 ②役員会出席
- 2) 行政から要請があった事項

(3) その他理事長が必要と判断した業務

2. 相談役の業務内容は以下のとおりとする。(おおむね月1日とする)

(1) 以下の事項に関する相談・助言。

- 1) 三重県から貸与されている、敷地、建物に関すること
- 2) 法人運営に関する基本的な事項
- 3) 支援、施設運営に関すること
- 4) その他理事長が必要と判断した業務

IV. 役員退職慰労金

1. 法人の運営に特に功績があり且つその報酬を支払われなかった役員に対し、理事会の承認を得て、役員退職慰労金を支払うことができる。

V. 役員の報酬限度額について

1. 役員の報酬限度額は500万円とする。